

## 地域における高齡者支援のセーフティネットに関する考察

— 養護老人ホームのあり方をめぐって —

○ 田園調布学園大学 金井 守 (6302)

高齡者支援 セーフティネット 養護老人ホーム

## 1. 研究目的

日本の高齡化は急速に進んでおり、国勢調査によれば、2010年には、高齡化率が23.0%（65歳以上の高齡者2,925万人）であったものが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（2012年1月中位推計）では、2030年には31.6%（3,685万人）、2055年には、39.4%（3,626万人）に増加する。特に介護や医療等の支援の必要性が増す75歳以上の高齡者の増加率および高齡者単独世帯・高齡者夫婦世帯の増加が著しい。

このような急激な高齡化に対応すべく、国は地域包括ケアシステムを構築して対応する方向を打ち出している。地域包括ケアシステムは、「住まい」の確保、「生活支援」を基本とし、「予防」、「介護」、「医療」が包括的に提供されるシステムである。これは、言葉を変えれば、地域社会に高齡者支援のセーフティネット（安全網）を確立することを意味する。中でも、社会的援護を要する高齡者（地域で孤立した高齡者、認知症高齡者、精神障害や知的障害のある高齡者、非虐待高齡者、ホームレス状態の高齡者等）を地域社会に包摂する共生社会をめざす取り組みでもある。

本研究では、地域において高齡者支援のセーフティネットを確立するために、様々なアプローチが求められる中、養護老人ホームという老人福祉法上の老人福祉施設がどのような役割を果たすことができるかを、最近の養護老人ホームを巡る調査や議論を追いながら考察することを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

研究の視点としては、地域包括ケアにおけるアプローチと支援の「多様性」および包括するための「統合化」の視点がある。また、社会的援護（支援）を要する高齡者への支援の視点がある。

研究の方法は、これまで養護老人ホームに関し公表された調査結果や課題、提案等を精査し、地域における高齡者支援のセーフティネットに関し考察する。また、A市の養護老人ホームに勤務する職員のアンケートおよび研究者が関わっている養護老人ホームの状況を補助資料として使用する。

## 3. 倫理的配慮

公表された資料については、出典、引用等を明記する。アンケートおよび関係する養護老人ホームの状況については、匿名性を確保し、個人情報をも漏洩しない。

## 4. 研究結果

### (1) 養護老人ホームの制度変遷

養護老人ホームは、昭和38年に制定された老人福祉法による老人福祉施設であり、環境上の理由及び経済的理由により居宅における生活が困難な高齢者を市町村が入所させ、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的としている。養護老人ホームに係る制度改正では、運営費について市町村に税源移譲し一般財源化した点、入所措置要件から「身体上若しくは精神上の理由」を削除した点、介護保険法が改正され入所者も介護保険サービスを利用でき、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受ける事を可能とした点（いずれも平成17年）に着目する必要がある。

### (2) 養護老人ホームの利用者像の変化

以前は、住まいの確保や独居への不安、生活支援・介護の必要性が主な入所理由であったが、最近では、虐待をうけた人、精神疾患、知的障害を有する人、ホームレスの人など社会的援護を要する高齢者が増えている。また、入所者の中で介護を要する人、認知症の人が増えている。

### (3) 養護老人ホームの課題

課題として、①ニーズの多様化により職員に専門的スキルが求められ、職員負担も増大している。②都市部と地方の役割の違い。③一般財源化による影響（措置控え等）。④自治体間の格差。⑤施設の老朽化その他が挙げられる。

### (4) 養護老人ホームの将来像

将来の在り方として、①介護ニーズへの対応だけでなく社会的援護を要する人への社会生活支援を一層考慮した居住施設としての役割。②職員の専門性の向上に向けた取り組みが必要。③地域生活移行が可能な入所者への支援が必要。④措置制度の効果的運用に向けた自治体と施設の連携が必要。⑤入所者に適した施設環境の整備などが挙げられる。

## 5. 考察

養護老人ホームは、50年以上の施設運営と支援スキルの蓄積がある。現場の職員は意欲を持って取り組んでおり、既に社会的援護を要する人を受け入れ、専門的スキルアップに努力している。しかし、一方で将来の展望が持ちにくく閉塞感に陥りやすい状況がある。それはなぜか、理由として、入所待機者の減少や定員割れ、様々なニーズを持った入所者への対応と負担感の増大、施設老朽化などが考えられる。しかし、都道府県と市町村間の連携不足や措置への理解不足、措置控え現象など行政の対応にも問題が多い。重要なことは、施設として、現在の困難を希望に変える端緒とすることである、養護老人ホームが持つ機能を充実・発展させることである。国も現在養護老人ホームの活用を後押しする取り組みを行っている中、いまこそ施設職員、施設を運営する社会福祉法人、都道府県・市町村行政が一丸となって前向きに取り組むことが期待されている。